

第2回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年2月19日(金) 13時30分～14時59分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
小	針	重	男
石	塚	繁	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
佐	藤	光	栄
大	須	賀	隆
塚	目		剛
佐	藤	恵	司
金	子	光	彌
車	田	敏	和
石	井	透	公

4 欠席委員 (1人) 塩 田 善 大

5 議事日程

報告第1号 農地賃貸借の合意について解約について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 現況確認証明申請適否決定について

議案第3号 令和2年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第4号 令和3年度農作業労働賃金標準額の設定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理 事務局長 これより令和3年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっておりまして、会長よりよろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は8名、届出欠席委員は 塩田委員 です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名については 円谷委員 、 松崎委員 の兩名にお願い致します。
それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農地賃貸借の合意について解約について」の件を議題といたします。No.1とNo.2については関連がございますので、事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていただきます。

(13:39決定)

議長 次に議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (4ページ朗読)

事務局長 ここで議題とは関係ありませんが、審議の方法について再度確認させていただきます。議案については最終的には採決をいたします。その際の挙手については、農業委員さんのみが採決権があるものですから、挙手については推進委員さんについては不要でございます。また、何か質疑等がある場合はご遠慮なく挙手の上、ご発言ください。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 7番委員 よりご説明願います。

7番委員 この件なんですけど、■■■■さんと■■■■さんが不在でしたので、電話連絡で2月15日の夕方の8時ころ電話連絡で、お互い連絡をしました。■■■■の方から聞いた話とこちらに載っている内容を照合した結果、間違いなく■■■■さんの方から 882㎡の土地を森林再生に

関わる事業の資材置場ということで無償で半年間お借りいたしますということでした。その旨を森さんの方に話したならば、お互いに話をして合意をいたしましたということなので、間違いございません。以上です。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:45決定)

議長

次に、議案第2号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

(8ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。8番委員よりご説明願います。

8番委員

事務局の方から説明がありました様に、この内容については間違いありません。写真の説明がありませんでしたから、後ろの写真を見て頂けると分かると思うのですが、木の生い茂っている所は59㎡ですか。現在は使われていない作業小屋があります。元々はこの前に住宅があつて、そこに住んでいました。その住宅を売却して、高林の上に屋敷を購入したものですから、ここは違う方が買って住んでいます。ただ土地はこの部分だけは■■■■さんのものになっており、現況は宅地になっていきますので何の問題もありません。ただ本人からすると、息子さんに引き渡すにはきちんと整理をしておきたいということで、この案件が出てきました。中身については事務局で説明した通りですので、ご審議の程よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:50決定)

議長

続いて議案第3号「令和2年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。

事務局より説明を願います。No.1について事務局より説明を願います。

事務局

(13ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明

願います。

推進委員 この件について■■■さん■■■さん共に2月16日に確認しましたところ、
こちらの内容で間違いのないことですので、ご審議の程よろしくお願
いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 今、事務局から説明があったんですけど、誰も引き受けないから■■■さんが
じゃあ30kgだろうが引き受けますっていう内容の説明でよろしかったでし
ょうか。それで、場所的には基盤整備されていない所ですか。

事務局長 お答えいたします。まず、基盤整備をしてある田です。ところが、やはり■■■
■さんご存知の方もいらっしゃると思うんですけど、大工さんやられてま
して、もう既に農業をやってなくてまた、農業の跡継ぎもないということ
です。この圃場は、龍生地区ですけど、わざわざ■■■さん上松本から来て、
龍生の一画作ってらっしゃいます。というような事で、なかなか近隣では借
主がいなくて、そこを■■■さんの方にお貸ししたというようなことで、条件
は悪くはないですが、なかなか引き受け手がいなく荒らしておくのもとい
うことで、■■■さんとしてはお金の面ではなくよく管理して頂きたいとい
うことで、こうした話になりました。

議長 それでは意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:55決定)

議長 続いてNo.2について事務局より説明を願います。

事務局 (13ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。同じく 西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 より
ご説明願います。

推進委員 こちらの件については、■■■さんと■■■さんに2月16日に確認したと
ころ、この内容で間違いございませんので、ご審議の程よろしくお願
いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:57決定)

議長 続いて No.3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 (13 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 ただ今、事務局より説明のあった内容を2月16日に確認したところ、両名 ■■■さんと■■■さん共に、この内容で相違ないとのことで確認致しました。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:00 決定)

議長 続いて No.4 と No.5 については関連がございますので一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (13 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 中郷・児渡地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 No.4 と No.5 について、まず No.4 の ■■■さん、■■■さん両名に2月16日に確認したところ、間違いありません、事務局の説明に相違ないとのことです。 No.5 についても同じですが、■■■さん■■■さんに確認したところ、今、事務局より説明あった内容で相違ないとのことで確認しました。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:03 決定)

議長 続いて No.6 について事務局より説明をお願いします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (14 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明をお願いします。

推進委員 報告いたします。この件に関しまして、2月16日に■■■さん、■■■さん双方の確認を頂きました。先ほど事務局の報告通り間違いございませんとのことですので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:09決定)

議長 続いてNo.8について事務局より説明を願います。

事務局より説明を願います。

事務局 (14ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 こちらの件について2月15日に双方に電話で確認致しました。再設定であり、こちらの内容で間違いのないことにご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:12決定)

議長 続いてNo.9について事務局より説明を願います。

事務局より説明を願います。

事務局 No.9の説明の前に、こちらの設定の内容は田と記載されていますが、正しくは水稲でございます。14ページについては田と記載してありますが、全て水稲で訂正いたします。失礼いたしました。では説明いたします。(14ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この点についても、2月14日に、電話で確認致しました。再設定であり、この内容で間違いのないことです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:15決定)

議長 続いて No.10 と No.11 については関連がございますので一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (14 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 沖内・高林地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 この点につきまして、2月17日に、電話にて両名に確認したところ、この内容で間違いのないことです。ご審議願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(14:19決定)

議長 続いて No.12 につきましては自分の担当となっておりますので、ここで議長の職を職務代理にお願いいたします。

職代 議長を交代いたしました。暫時の間、議長の職を務めますのでよろしくお願いいたします。では続いて No.12 について事務局より説明を願います。

事務局 (15 ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 9番委員 よりご説明願います。

9番委員 それでは説明いたします。この案件につきましては、農地を売りたいということで、農業公社を通しまして農地の中間管理事業の特例事業の中での斡旋事業ということで、今回斡旋会議につきましては、1月27日私と公社の方から■■■さん、そして斡旋委員として8番委員と3番委員が同席をしていただきまして、農業委員会の局長と担当者が同席をいたしまして、斡旋会議を開いたわけでございます。申出人は■■■さんでございます。事務局から説明がありましたが10a当たり■■■円ということで、田んぼが2枚続いておりまして、2枚の面積が今回売りたいということで、農業公社の方が中に入るということになったというわけでございます。■■■万というのは値段が

高いかなと思われるかもしれませんが、この斡旋事業につきましては買う方がめぼしい方を見つけていただいて、そして公社が中に入ってやってくれるということでございますのでこの売買につきましては、内々で高く設定がなされておりまして、これで問題ないということで斡旋委員の方も同意をしておられます。この斡旋につきましては、固定資産の際の、あるいは金融機関の担保、あるいは土地改良区の土地改良区費が未納かどうかということで、審議をいたしましてこの3点につきましては、全てクリアしております。今回の農業委員会の総会が通りますと、事務手続きが行われまして3月31日には代金が支払われる段取りになっております。この中でデメリットとしては、斡旋手数料が価格の1%が取られる訳でございますが、全て県の公社を通しまして手続きがなされているということで、いろんなメリットがあります。こういった中で斡旋会議は成立しておりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

推進委員

ちょっといいですか。公益財団法人ということですが、私個人の田んぼを例えばこれから2、3年のうちにやらなくなったという前提のもと、この公社を通して移転を受けてもらいたいということで、今現在の価格設定が■■■■円だと思うんですが、これから3、4年後は変わるとは思いますけど、ここを通すとメリットというものは個人売買よりはあるのかなということですけど、どうですかね。

事務局長

若干、ご説明させていただきます。まずこれは、農地中間管理事業との特例事業と会長の方からお話がありましたが、例えば農地を売りたいというような方がいらっしゃって、通常売れば譲渡所得をいうことで計上されて税金がかかってしまいますね。ところがこの事業を使えば、800万円までは譲渡取得の所得税の特別控除が受けられる800万円までは無税でいけるということで、非常に売る人にとってはメリットがございます。そして買う人にとっては、今度は登録免許税といったものが本来はかかりますが、登記する際に、そういったものも割引になるよというようなことがあったり、資金の面では、スーパーL資金という農業経営基盤資金というのがありますが、それを優先的に借りれるということでございます。ただ、そこには色んな条件がございます。例えば買い受けてくれる方が、地域の担い手でなければいけない、つまりは認定農業者でなければいけない。それから近隣に耕作地をもつてなくてはいけない、概ね1haの農地を半径300m以内で作付けしていなければならない。実際に耕作が容易であるということも条件としていいます。それから先ほど価格の面で■■■■万という話があったんですが、実はこちらは売りたいからといって、振興公社で相手を探してくれる訳ではありません。基本的には、話が大体成立しており、この制度を通すことによって、

売り手・買い手共にメリットがあるということで、この場合についてお互いに ■万で売り買いしましょうというようなことを言っておりますので、この内容を農業委員さんに特別飛びぬけた価格の高さであったり、低さでなければ基本的には大丈夫だということで、そのために農業委員さんに意見を聞くということで、農業員さんが認めないとこの売り買いも成立しない訳でございます。ですから売り手買い手の方が ■万だと言えば ■万になりますし、ただあまり低い場合については農業委員で、あまり低いんじゃないのという話はさせていただく、というようなことでございます。以上です。担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

議長

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:29決定)

ここで議長を交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長

続いて議案第4号「令和3年度農作業労働賃金標準額の設定について」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

(16ページ～17ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、各委員より忌憚のないご意見をお聞かせ願いたいと思います。意見・質疑のある方は挙手願います。

1番委員

いいですか。「乾燥調整」これ一応3,000円ですけど、10俵とれば30,000円だから、前のと合わないような気がします。刈り取りだけで16,000円くらいかな、14,500円かな。その分は10俵に関して引けばいいのかなというような気がします。

議長

前のと違うというと。

事務局長

いえ、前も同じですね。要するに周りの刈り取りとかそういったものとか比べると高いんじゃないか、ということですよ。

8番委員

これはあの、一緒に考えないで別個に考えてもらった方がいいと思います。刈り取りからやってもらう人については、「刈取・乾燥・調整」で一反歩32,000円。ただ乾燥だけで考えた方がいいんでしょう。そういう意味でしよう乾燥調整は。

議長

「刈取・乾燥・調整」は10aで31,000円ですね。

8番委員

31,000円ならば、刈り取りからお願いする人は3,000円は関係ないの？という意味じゃないの。

議長

乾燥は乾燥だけかな。

1番委員

乾燥だけで1俵3,000円は高いんじゃないの、と思います。10俵取れば

3万円だから。まあ、実際は取ってないだろうけども。

事務局長

ちなみに、おそらく籾乾燥と籾すり調整を併せてると思うんですね。で、先ほどの話で言えば須賀川市さんは、1俵当たり15,000円なんですね。乾燥・調整・別穀調整して頂いて。今、1番委員さん仰ったように若干高いのかなと。そして須賀川農業員会さんでは、籾乾燥が60kg千円、そして籾摺り調整が600円なんで、1,600円なんですね。なので、天栄村の相場は若干高いのかなと思いますので、今言われてみれば。そこは皆さんの方で逆に調整してほしいなど。

議長

天栄村は調整が入っているから。そのうち、乾燥の中で1俵3,000円というのは調整は。

事務局長

乾燥調整も入っているということですね。なかなか乾燥だけやってもらう人はいないと思います。一応、別物で考えているということなので。ただ、乾燥・調整やってもらう場合には先ほど言ったように籾摺りまで入って3,000円ということなんですが、ただ、他の相場と比べると高いかなと。

議長

例えば、調整を750円引いたとすると、乾燥だけだと2,250円てことかい。

8番委員

調整をお願いするのにわざわざ家から乾燥したのを持ってくるのかい。

7番委員

そうですよ。私もそうですから。乾燥機があるから乾燥はします。

事務局長

ちなみにですね、鏡石町の場合は乾燥調整、米穀調整していただいて60kgで1,500円。で、米穀調整いわゆる籾摺りだけはうちは750円ですが鏡石町は600円。須賀川市も同じく600円になっています。だとすると天栄村は全体的にちょっと高いのかなと思います。

議長

天栄村は近隣と比べると全体的に高いですね。

8番委員

合わせた方がいいんじゃないですか。

事務局長

合わせますか。やってもらう人は助かるんですけどね。受託する人は。

1番委員

あまりにも高いんじゃないか。

議長

言われてみるとね。

事務局長

じゃあ、まず今の話で言えば「調整」は600円、「乾燥調整」をしていた場合には1,500円と。

議長

では、事務局から案を出していただいたので「乾燥調整」で1,500円、「調整」は600円でどうでしょうか。

異議なしの方は挙手を願います。

1番委員

もう一ついいですか。今、光センサー、色センサー。これ近隣だと600円とか800円とかあって。農家の人は相当大変だと思います。その辺の設定をした方がいいんじゃないかなと思います。この場合は袋で対応する場合は、600円くらいもらいたいんだけど。考え方として、手間が同じだから。ただフレコン対応だとそんなにはもらわなくても機械だけでできるかな。

議長 フレコンの場合は昇降機能が上手く入んのかい。

1 番委員 リフトで持ち上げて部分的につくれば問題ないです。

議長 今年はカメムシの被害がものすごく多いのね。そして、ライスセンターで色選したのと、違いがあるのね。白米にしたのと玄米では、だから2回通して
るんだけどそのくらい違いがあるのね。白米にすると抜けるんだけど、やっ
たのとやらないのとかかなり違いがあるし。等級検査でも等級が下がる場合
があるしね。色選通さないのね。これよそでは色選なんては。

事務局長 ええと、須賀川市では色彩選別で1俵当たりこれ去年新しく入れたんです
ね。600円というようなことで入れてます。なので今仰った様に新しい項目
も勿論、結構ですし追加すればいいだけなので。ただ価格の方をちょっと見
当していただきたいと。

推進委員 ライスセンターでやってるんですけども、結局2等米から色選かけてくれ
というのがあるんですけど、これやるためにやっぱり、稲刈り中出来ないん
で、後から日にち設けて夕方とか夜やるんですけど。なかなか相当悪いのも
入ってくるんで。時間がかかるんで。あの、今まで農協は500円だったん
ですよ。農協は、農協で出荷したものを農協独自で色選して農協で買い取
るという形なんで500円でいいと思うんですけど。ライスセンターとかは、
またその米を他にまあ、お客さんとこに戻すという形なんで、600円ではち
よっと厳しいなということで、去年は800円でやってたんですけど。うん
と絞らなくちゃ時間がかかるんです。ひどいのはもう、うんと少なくして流
さないとなかなか抜けないということもあって。だからその辺もどうか
なと。

議長 まあ、この色選の項目見た方がいいと思いますけれども。問題は金額だね。
いくりに設定した方がいいかと思うんだけども。

8 番委員 項目は色彩選別入れれば、それを新たにやる場合、普通は常時600円だか
らね。再度ってなるわけだからね。

議長 パーセント的にはそうだね。例えば30俵をやったらどんなに減んのかね。
推進委員 そんなには出ないんだけども。やっぱりやる前の米を見るとかなりね。やっ
ぱりカメムシだね。だから量的にはこれしか入ってないのかなと。

事務局長 ちょっといいですか。私、昨年農協に出したら3等米になっちゃうと。色選
で抜くかいと言われたんですけど。800円くらい取られたような気がするん
です。

1 番委員 いや、農協は500円。ただ時間がかかったんだ。

事務局長 大分今年は数もあって時間もかかって。

1 番委員 一番は価格出すのに原価が計算しなくちゃいけないから。色選まけてもら
って240万。で、それにコンプレッサーが60万くらいかかって。あと電機

の設備が10万くらいかかった。そんな感じかな。あと西郷さんはおっきいの入れてるけど、380万か400万。

議長

あと、栽培のなかでカメムシは広範囲に出てくるのね。箱処理でやっていくんだけどもその病気と虫と。このカメムシにまで効く長い期間効く粒剤っていうのもあつと思うのね。やっぱりその指導機関で教えてもらってやればどうなのかなと思うんだけど。ここ2,3年カメムシの被害がひどいんだわね。特に山間が多いみたい。

8番委員

箱処理剤に入ってるのだね。

議長

やっぱり箱処理剤の120日タイプでないとなかなか効果がないんだね。今はちょっと高いけど、等級下がるよりは。

3番委員

ちょっと質問いいですか。今の話を初めて聞いて分かんないですけど。センサーっていうのは、調整の段階では出来ないの。別作業になるんですか。

議長

稲刈りやって脱穀のときに通しています。

3番委員

じゃあ、その時には出せないということですね。

8番委員

あんまり大量だと逃げちゃうから。

7番委員

やりすぎちゃうと少なくなるっていうことだよな。

事務局長

まあ、そうゆうことです。

1番委員

おおよそ茶碗1杯くらい。茶色くなっちゃうの。

事務局長

ちなみに、うちは磨臼を自分家で出来るんですけど、色選が入ってないので色選は別に頼むんです。

3番委員

飯豊で消毒はドローンでやってたかな。

事務局長

農協でドローン使ってカメムシの防除をやって、もし等級が落ちたとしても、色選代は抜いてくれるんだそうです。農協さんで。

3番委員

私も山際じゃないんで、カメムシは大丈夫だと思ったの。だけど去年入ってました。そんなに多くはないけども。だからちゃんとやらなくちゃいけないと思いました。

1番委員

だから、改めて頼む人の価格設定。あとは普通のは全然関係なく、その作業の流れで全部通しますんで。そうゆうやつは取ってない。含まれてない。31,000円の中で全て。

事務局長

ですから正直言って、西郷ライスセンターさんみたいに色選が付いてるっていうものについては一括でいいと思うんですけど、改めて別個に色選かける人っていう参考価格をのせたらいいんじゃないですかね。そうすると分かりやすのかなと。それを例えば一括だとどうのと言っちゃうと分かりにくいかなと。後は例えば一緒にやってもらんなら、色選料もさっきの乾燥調整の方に足してもらったり、っていうのはこれはあくまでも参考です。だから色選だけのを別個に頼んだ場合っていうような意味で書いた方がいいん

- じゃないの。で、問題は値段ですね。
- 8 番委員 色選だけあとから規格外になるなら色選やればいいのか、西郷では 800 円？
- 推進委員 800 円にしてもいいんじゃないのかなと。600 円ではちょっと。
- 8 番委員 前のころ、750 円で調整だけしてたから、100 円や 150 円上乘せでも、色選や再調整という形で、それは刈取・乾燥・調整というのは別個で。
- 議長 どうですか、値段なんだけども。今、大須賀さんも言ったように 800 円ではちょっと高いから 700 円くらいでどうなのかなと。どうしますか。
- 委員 岡部さんや、大須賀さんの意見を尊重するしかないんじゃない。
- 議長 では色選という項目を入れてもらって、700 円ということではいかがでしょうか。
- 8 番委員 いや、あくまでもそれは基準であって、西郷は西郷で、何でもかんで貰わなくちゃいけない、これしか貰えないのかとかいう訳じゃないですから。
- 推進委員 私は依頼する方なんで、まあ安い方がいいですが、実際にセンターで米精米機なんかあるじゃないですか。あれと同じような枠の中に色選のゾーンがあるところがあるんですね。で、そこでやるとすごい安いんです。だけど相手がない。色選が出来てないものも出てくる。人間の目が入ってない。ただ、百円玉入れて米だけ出てくるんだけど、全部出来てない。もう一回やったりするくらい。そうすると人間の管理が入っている、あるいは機械の設備そのもののさっき言われたように 300 万～500 万の設備投資して、更に人間の手を加えて色選してもらおうということを考えると、あんまり安請け合いするのもどうか。しかも限定ですよ。わざわざライスセンター開いて。電源入れてからなので。依頼する場合、安い方が助かりますけども、あんまり安くても、というような気がします。
- 議長 そうですね。色選の維持管理というのがありますよね。精度が落ちてくる場合は、うちは白米の出品なんだけども。だんだん落ちてくるのね。蛍光灯が劣化するとだんだん選別が落ちてくるのね。
- 推進委員 あとはどうなんですかね。他の地区では。
- 1 番委員 中郷は 600 円でした。
- 推進委員 あれじゃないですか。700 円にしておいて、物を見てあまりひどい時間がかかったからちょっと、50 円 100 円もらいますよと言って納得してもらえないんじゃないの、一応基準として。
- 4 番委員 頼む人と相対としていいんじゃない。一応 700 円で、あくまでも参考だもの。実際に刈取 2 万 8 千円とか 3 万 1 千円とか、色々やってる人いるし。参考なんだから。これでやれって言うてる訳じゃないんだから。
- 1 番委員 とにかく、今年からはますます増えるから。上松本辺りでもコシヒカリでも、

- こんなに付いたの初めてだと言ってたから。
- 8 番委員 コロナ禍の中で、価格が下がっているから。700 円を基準としていいんではないかな。
- 事務局長 確認させてください。じゃあこの「調整」の並びの下に水田一貫請負の下に「色彩選別」という項目を入れます。で、一俵当たり 700 円ということで。なお、下の方に書いてございますが、いずれも相対で価格の変更は出来るということで、あくまで参考価格ですよと、というようなことは明記しますので、よろしく願いいたします。
- 議長 では、そういうことでご理解よろしく願いいたします。その他、この賃金標準額について何か、分からないなということはありませんか。
- 推進委員 今の話のついでということでカメムシなんですけど、なかなか意見を言える場がないんですけど、栃木とか行くと春先に、徹底して野焼きがすごいだよね。うちの方は全然やらないんで、まあ原発事故以来あまり燃やさないこともあるんですけど。やっぱり燃やせるのはま、中山間とかありますけど、春先燃やした方がいいんじゃないかと思うんです。
- 議長 うちが矢吹地区とも隣接してて、ここは野焼きやってるの。予備日を設けてやってるの。天気が悪いと次の週にやるとか。
- 8 番委員 沖内、高林も消防に待機してもらってやってるの。期間は 2 週間くらい。
- 事務局長 すみません、事務局から。さっきお話にありましたようにやはり震災以降に放射能が飛散するというので、一時期はやめてくださいと話していたんですよ。ただ今はもう、そういった状況にはないので各地区、部会さんの方でやれるのであれば、役場の総務課の方に届け出をしていただいで、消防の手続きが必要なので。火を焚くものですから。それをしていただければ特段問題はないと思います。ぜひ進めていただきたいんですが、我々もそこは地元でやっていただかなくちゃならないんで、ぜひやってくださいとも言えないんですけど。ただやる部分については正規の手続きをしていただければ、今はだめということではないということです。
- 1 番委員 役場の総務課に行くと、河川敷の管理士さんに連絡がいくから。後は消防署で一筆書いて。そうすると消防署では必ずその日の朝 8 時ころ連絡よこすから。
- 推進委員 できれば、区をあげてやってもらえれば 1 番いいんだけど。
- 8 番委員 昼山間の事業でやっていて、区長さんをお願いするんです。区長が手続きに来ますから。
- 議長 その他ありませんか。それでは以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。これを持ちまして、議長の座を降りさせていただきます。

事務局長
職務代理

ご協力ありがとうございます。

閉会を職務代理よりお願いいたします。

以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:59終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年 2月 26日

内山正勝



内谷 勇



渡邊 実一

